

「タブレット端末」調達仕様書

●令和7年度タブレット端末の調達

【共通的必須事項】

- (1) 納品のみで、設置や調整作業は含まないものとする。なお、納入時期・場所等の調整は長崎県町村会の担当者（以下、担当者という）と個別協議すること。
- (2) 本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については担当者の指示又は承認を受けること。
- (3) 納入する機器は、それぞれ同一製造会社の同一型番であること。
- (4) 納入する機器は、安定かつスムーズに動作する最新のバージョンの機器であること。
- (5) 納入する機器は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。
- (6) 納入する機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらずすべて納入すること。
- (7) 納入する機器について事前（納期前）に実機による機能審査を行う場合があるので、求められた場合は速やかに応じること。
- (8) 初期不良品については、速やかに交換等の処置を行うこと。その際には、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること。
- (9) 契約後に適合規格審査時に提出した物品の納入が困難となった場合、本会に対して書面にて協議した上で、同一メーカーの後継機種又は上位機種、若しくは同等性能を有する機種での納入を可能とする。但し、仕様及び契約金額の変更はないものとする。